

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第61号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年7月21日 00時50分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市小川島北岸 小川島港西防波堤灯台から真方位000° 1,100m付近 (概位 北緯33° 36.21′ 東経129° 53.94′)
事故等調査の経過	平成27年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 泰清丸、4.96トン
船舶番号、船舶所有者等	SA3-22649（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底に破口、プロペラ翼及び舵に曲損等
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、福岡県糸島市烏帽子島周辺でいか釣り漁の操業を行った後、唐津市呼子漁港へ向けて帰途についた。 本船は、霧で視程が約50mとなった状況下、船長が、ふだんから船首目標としている呼子平瀬灯台や呼子大橋の明かりが、そのうち見えてくるだろうと思い、針路を磁気コンパスで南西に定め、約3ノットの速力で手動操舵により小川島北東方沖を航行していたところ、平成27年7月21日00時50分ごろ小川島北岸に乗り揚げた。 本船は、船長が乗り揚げたことを友人に連絡し、潮が満ちるのを待って来援した僚船に引き下ろされ、呼子漁港へえい航された。
気象・海象	気象：天気 霧、風 なし、視界 不良 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 本事故当時、対馬海峡に海上濃霧警報が発令されていた。
その他の事項	本船の喫水は、船首尾共に約1.0mであった。 本船は、レーダー及びGPSプロッターを装備していたが、レーダーが故障中であり、また、GPSプロッターが、漁場を発進した直後、雷の影響を受けて作動不良となり、船長が、漁場から帰航する際のふだんの針路である南西方を磁気コンパスで確認しながら航行していた。 本船は、無線設備を備えていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>本船は、小川島北東方沖を帰航中、霧による視界不良となった上に、レーダーが故障しており、GPSプロッターが雷の影響で作動不良となり、レーダー及びGPSプロッターが共に使用できなかったことから、船位の確認ができない状態で航行を続け、小川島北岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、小川島北東方沖を帰航中、霧による視界不良となった上に、レーダー及びGPSプロッターが使用できなかったため、船位の確認ができない状態で航行を続け、小川島北岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霧で視界が制限され、レーダーやGPSプロッターなどの船位を確認する航海計器が使用できなくなった場合は、漂泊するなどして天候の回復を待つか、僚船等に伴走を依頼すること。 ・出漁に際し、気象情報を入手し、航海計器等の設備が航行に支障ないかどうかを確認すること。